

薬機発第 5 7 6 6 号  
令和 7 年 9 月 18 日

日本製薬団体連合会  
会 長 安川 健司 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構  
理 事 長 藤原 康弘  
( 公 印 省 略 )

医薬品副作用被害救済制度等の周知・広報について（依頼）

平素より当機構の円滑な業務運営につきましては、格別のご配意を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、かねてより医薬品副作用被害救済制度等（以下「救済制度」という。）の普及に努めているところです。

国民及び医療関係者への一層の周知を図っていくためには、貴会の協力が不可欠であり、貴会加盟の各企業の皆様の医薬品の外箱において、救済制度をご案内いただき、ありがとうございます。

今年度におきましても、救済制度に関する広告を貴会発行の医薬品安全対策情報（DSU）へ、掲載していただきたいと存じますので、ご配慮を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

また、患者への制度利用の橋渡しを行っていただくこととなる医療関係者に向けて、救済制度に対する理解を一層深めていただくよう、別添のとおり、関係団体に周知をお願いする通知を発出いたしましたので、貴会におかれましても内容をご了知の上、貴会加盟の各企業の皆様にご周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【別添】

令和 7 年 9 月 17 日付け独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知「医薬品副作用被害救済制度等の周知・広報について（協力依頼）」（薬機発第 5 7 3 8 号）